

2020年12月28日

各位

会社名 アセットマネジメントOne株式会社
(管理会社コード：13694)
代表者名 取締役社長 菅野 暁
問合せ先 商品開発グループ 酒井 隆
(TEL. 03-6774-5100)

投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象投資信託

銘柄名	銘柄コード
One ETF 日経225	1369
One ETF トピックス	1473
One ETF JPX日経400	1474
One ETF JPX/S&P 設備・人材投資指数	1484
One ETF JPX日経中小型	1493
One ETF 高配当日本株	1494
One ETF ESG	1498
One ETF 東証REIT指数	2556

2. 変更の内容および理由

ETF設定・交換の決済に係る清算制度の導入に伴い、その整備を行うため約款に所要の変更を行うものです。

※投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙1をご参照ください。

3. 日程

金融庁届出日 : 2021年1月7日

約款変更日 : 2021年1月18日

4. 書面決議の手続き等

当該投資信託約款の変更は、当該投資信託の商品としての基本的性格を変更させるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」に該当しないため、書面による決議は行いません。

以上

投資信託約款の新旧対照表

追加型証券投資信託 One ETF 日経225

新	旧
<p><当初の受益者></p> <p>第7条 信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p>	<p><当初の受益者></p> <p>第7条 信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>
<p><受益権の設定にかかる受託者の通知></p> <p>第12条 (略)</p> <p>②受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券(第13条第6項または同条第7項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合</u></p>	<p><受益権の設定にかかる受託者の通知></p> <p>第12条 (略)</p> <p>②受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券(第13条第6項または同条第7項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</p>

新	旧
<p><u>には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとしします。</u></p>	
<p><受益権の申込単位および価額> 第13条 (略) ②～⑦ (略) ⑧取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた販売会社（販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものとしします。次項において同じ。）は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとしします。 ⑨ (略) ⑩第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる信託適格有価証券および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。<u>また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によっ</u></p>	<p><受益権の申込単位および価額> 第13条 (略) ②～⑦ (略) ⑧取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた販売会社（販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものとしします。次項において同じ。）は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとしします。 ⑨ (略) ⑩第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる信託適格有価証券および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p>

新	旧
<p><u>て生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。</u></p> <p>⑪（略）</p>	<p>⑪（略）</p>
<p><交換請求></p> <p>第42条 （略）</p> <p>②～④（略）</p> <p>⑤前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。<u>なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行います。</u>当該抹消にかかる手続きおよび第43条第5項に掲げる交換有価証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項から第4項の</p>	<p><交換請求></p> <p>第42条 （略）</p> <p>②～④（略）</p> <p>⑤前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。当該抹消にかかる手続きおよび第43条第5項に掲げる交換有価証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項から第4項の規定にしたがって計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p>

新	旧
<p>規定にしたがって計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑥～⑧ (略)</p> <p>⑨第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた販売会社(販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合には、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むものとし、次項において同じ。)は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとし、</p> <p>⑩～⑫ (略)</p>	<p>⑥～⑧ (略)</p> <p>⑨第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた販売会社(販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合には、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むものとし、次項において同じ。)は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとし、</p> <p>⑩～⑫ (略)</p>
<p><交換の指図等></p> <p>第43条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求等を行うものとし、<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第5項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図にした</u></p>	<p><交換の指図等></p> <p>第43条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求等を行うものとし、<u>受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる有価証券の増加の記載または記録が行われます。</u></p>

新	旧
<p><u>がい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる有価証券の増加の記載または記録が行われます。</u></p> <p>⑥ (略)</p>	<p>⑥ (略)</p>
<p><u>1. 約款第7条の「別に定める金融商品取引清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</u></p>	<p>(新設)</p>

追加型証券投資信託 One ETF トピックス

新	旧
<p><当初の受益者></p> <p>第7条 <u>信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p>	<p><当初の受益者></p> <p>第7条 信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>

新	旧
<p data-bbox="240 210 746 241"><受益権の設定にかかる受託者の通知></p> <p data-bbox="240 264 421 295">第12条 (略)</p> <p data-bbox="285 318 807 1218">②受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券（第13条第6項または同条第7項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p>	<p data-bbox="833 210 1339 241"><受益権の設定にかかる受託者の通知></p> <p data-bbox="833 264 1013 295">第12条 (略)</p> <p data-bbox="876 318 1398 730">②受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券（第13条第6項または同条第7項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</p>
<p data-bbox="240 1245 660 1276"><受益権の申込単位および価額></p> <p data-bbox="240 1299 421 1330">第13条 (略)</p> <p data-bbox="285 1352 466 1384">②～⑦ (略)</p> <p data-bbox="285 1406 807 1926">⑧取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた販売会社（販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものとし、次項において同じ。）は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。</p> <p data-bbox="285 2002 379 2033">⑨ (略)</p> <p data-bbox="285 2056 807 2087">⑩第1項の取得申込者は販売会社に、取得</p>	<p data-bbox="833 1245 1252 1276"><受益権の申込単位および価額></p> <p data-bbox="833 1299 1013 1330">第13条 (略)</p> <p data-bbox="876 1352 1056 1384">②～⑦ (略)</p> <p data-bbox="876 1406 1398 1980">⑧取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた販売会社（販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものとし、次項において同じ。）は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとします。</p> <p data-bbox="876 2002 970 2033">⑨ (略)</p> <p data-bbox="876 2056 1398 2087">⑩第1項の取得申込者は販売会社に、取得</p>

新	旧
<p>申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる信託適格有価証券および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。<u>また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。</u></p> <p>⑪（略）</p>	<p>申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる信託適格有価証券および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p>⑪（略）</p>

新	旧
<p data-bbox="240 210 400 239"><交換請求></p> <p data-bbox="240 264 411 293">第42条 (略)</p> <p data-bbox="304 318 448 347">②～④ (略)</p> <p data-bbox="304 383 807 1397">⑤前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。<u>なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行います。</u>当該抹消にかかる手続きおよび第43条第5項に掲げる交換有価証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項から第4項の規定にしたがって計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p data-bbox="284 1411 432 1440">⑥～⑧ (略)</p> <p data-bbox="284 1464 807 1984">⑨第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた販売会社(販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合には、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むものとし、次項において同じ。)は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。</p> <p data-bbox="284 2009 432 2038">⑩～⑫ (略)</p>	<p data-bbox="831 210 991 239"><交換請求></p> <p data-bbox="831 264 1002 293">第42条 (略)</p> <p data-bbox="871 318 1015 347">②～④ (略)</p> <p data-bbox="871 371 1401 1003">⑤前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。当該抹消にかかる手続きおよび第43条第5項に掲げる交換有価証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項から第4項の規定にしたがって計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p data-bbox="871 1404 1019 1433">⑥～⑧ (略)</p> <p data-bbox="871 1458 1401 1977">⑨第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた販売会社(販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合には、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むものとし、次項において同じ。)は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとします。</p> <p data-bbox="871 2002 1019 2031">⑩～⑫ (略)</p>

新	旧
<p><交換の指図等> 第43条 (略) ②～④ (略) ⑤受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求等を行うものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第5項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる有価証券の増加の記載または記録が行われます。</u> ⑥ (略)</p>	<p><交換の指図等> 第43条 (略) ②～④ (略) ⑤受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求等を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる有価証券の増加の記載または記録が行われます。 ⑥ (略)</p>
<p>1. <u>約款第7条の「別に定める金融商品取引清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</u></p>	<p>(新設)</p>

追加型証券投資信託 One ETF JPX日経400

新	旧
<p><当初の受益者> 第7条 信託契約締結当初および追加信託当初</p>	<p><当初の受益者> 第7条 信託契約締結当初および追加信託当初</p>

新	旧
<p>の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p>	<p>の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>
<p><受益権の設定にかかる受託者の通知> 第12条 (略)</p> <p>②受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券(第13条第6項または同条第7項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p>	<p><受益権の設定にかかる受託者の通知> 第12条 (略)</p> <p>②受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券(第13条第6項または同条第7項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</p>

新	旧
<p data-bbox="240 185 660 219"><受益権の申込単位および価額></p> <p data-bbox="240 239 421 273">第13条 (略)</p> <p data-bbox="285 293 466 327">②～⑦ (略)</p> <p data-bbox="285 347 807 869">⑧取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた販売会社（販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものとし、次項において同じ。）は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとし、</p> <p data-bbox="285 943 383 976">⑨ (略)</p> <p data-bbox="285 996 807 2063">⑩第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる信託適格有価証券および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。<u>また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口</u></p>	<p data-bbox="831 185 1251 219"><受益権の申込単位および価額></p> <p data-bbox="831 239 1011 273">第13条 (略)</p> <p data-bbox="876 293 1056 327">②～⑦ (略)</p> <p data-bbox="876 347 1398 920">⑧取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた販売会社（販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものとし、次項において同じ。）は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとし、</p> <p data-bbox="876 943 973 976">⑨ (略)</p> <p data-bbox="876 996 1398 1626">⑩第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる信託適格有価証券および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p>

新	旧
<p><u>座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。</u></p> <p>⑪（略）</p>	<p>⑪（略）</p>
<p><交換請求> 第42条（略） ②～④（略） ⑤前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。<u>なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行います。</u>当該抹消にかかる手続きおよび第43条第5項に掲げる交換有価証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項から第4項の規定にしたがって計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行</p>	<p><交換請求> 第42条（略） ②～④（略） ⑤前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。当該抹消にかかる手続きおよび第43条第5項に掲げる交換有価証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項から第4項の規定にしたがって計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p>

新	旧
<p>われます。</p> <p>⑥～⑧ (略)</p> <p>⑨第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた販売会社(販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合には、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むもの)とします。次項において同じ。)は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。</p> <p>⑩～⑫ (略)</p>	<p>⑥～⑧ (略)</p> <p>⑨第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた販売会社(販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合には、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むもの)とします。次項において同じ。)は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとします。</p> <p>⑩～⑫ (略)</p>
<p><交換の指図等></p> <p>第43条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求等を行うものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第5項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換</u></p>	<p><交換の指図等></p> <p>第43条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求等を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p>

新	旧
<p>の請求を行った受益者にかかる有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>⑥ (略)</p>
<p>1. <u>約款第 7 条の「別に定める金融商品取引清算機関</u>」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>(新設)</p>

追加型証券投資信託 One ETF JPX/S&P 設備・人材投資指数

新	旧
<p><当初の受益者></p> <p>第7条 信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、<u>別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。)</u>の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p>	<p><当初の受益者></p> <p>第7条 信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>
<p><受益権の設定にかかる受託者の通知></p> <p>第12条 (略)</p> <p>②受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券(第13条第6項または同条第7項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。)について受</p>	<p><受益権の設定にかかる受託者の通知></p> <p>第12条 (略)</p> <p>②受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券(第13条第6項または同条第7項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。)について受</p>

新	旧
<p>て受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</p>
<p><受益権の申込単位および価額> 第13条 (略) ②～⑦ (略) ⑧取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた販売会社（販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。 ⑨ (略) ⑩第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる信託適格有価</p>	<p><受益権の申込単位および価額> 第13条 (略) ②～⑦ (略) ⑧取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた販売会社（販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとします。 ⑨ (略) ⑩第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる信託適格有価</p>

新	旧
<p>証券および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。<u>また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。</u></p> <p>⑪（略）</p>	<p>証券および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p>⑪（略）</p>
<p><交換請求> 第42条（略） ②～④（略） ⑤前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。<u>なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算</u></p>	<p><交換請求> 第42条（略） ②～④（略） ⑤前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。当該抹消にかかる手続きおよび第43条第5項に掲げる交換有価証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項から第4項の規定</p>

新	旧
<p>機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行います。当該抹消にかかる手続きおよび第43条第5項に掲げる交換有価証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項から第4項の規定にしたがって計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑥～⑧ (略)</p> <p>⑨第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた販売会社(販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合には、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むものとし、次項において同じ。)は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとし、</p> <p>⑩～⑫ (略)</p>	<p>にしたがって計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑥～⑧ (略)</p> <p>⑨第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた販売会社(販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合には、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むものとし、次項において同じ。)は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとし、</p> <p>⑩～⑫ (略)</p>
<p><交換の指図等></p> <p>第43条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求等を行うものとし、<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところ</u></p>	<p><交換の指図等></p> <p>第43条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求等を行うものとし、受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求</p>

新	旧
<p>るにより、前条第5項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑥ (略)</p>
<p>1. 約款第7条の「別に定める金融商品取引清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>(新設)</p>

追加型証券投資信託 One ETF JPX日経中小型

新	旧
<p><当初の受益者></p> <p>第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適</p>	<p><当初の受益者></p> <p>第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>

新	旧
<p><u>格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p>	
<p>＜受益権の設定にかかる受託者の通知＞ 第12条 （略）</p> <p>②受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券（第13条第6項または同条第7項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>＜受益権の設定にかかる受託者の通知＞ 第12条 （略）</p> <p>②受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券（第13条第6項または同条第7項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</p>
<p>＜受益権の申込単位および価額＞ 第13条 （略）</p> <p>②～⑦ （略）</p> <p>⑧取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社（販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行うときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、</p>	<p>＜受益権の申込単位および価額＞ 第13条 （略）</p> <p>②～⑦ （略）</p> <p>⑧取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社（販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行うときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、</p>

新	旧
<p>取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる信託適格有価証券および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。<u>また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者</u></p>	<p>取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとします。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる信託適格有価証券および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p>

新	旧
<p>または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行われます。</p> <p>⑪ (略)</p>	<p>⑪ (略)</p>
<p><交換請求></p> <p>第42条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。<u>なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行います。</u>当該抹消にかかる手続きおよび第43条第5項に掲げる交換有価証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項から第4項の規定にしたがって計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑥～⑧ (略)</p> <p>⑨第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受付けた販売会社(販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合には、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むもの)とします。次項において同じ。)は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。</p>	<p><交換請求></p> <p>第42条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。当該抹消にかかる手続きおよび第43条第5項に掲げる交換有価証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項から第4項の規定にしたがって計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑥～⑧ (略)</p> <p>⑨第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受付けた販売会社(販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合には、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むもの)とします。次項において同じ。)は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨</p>

新	旧
<p>⑩～⑫ (略)</p>	<p>を書面をもって通知するものとします。 ⑩～⑫ (略)</p>
<p><交換の指図等> 第43条 (略) ②～④ (略) ⑤受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求等を行うものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第5項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる有価証券の増加の記載または記録が行われます。</u> ⑥ (略)</p>	<p><交換の指図等> 第43条 (略) ②～④ (略) ⑤受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求等を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる有価証券の増加の記載または記録が行われます。 ⑥ (略)</p>
<p>1. <u>約款第7条の「別に定める金融商品取引清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><当初の受益者></p> <p>第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p>	<p><当初の受益者></p> <p>第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>
<p><受益権の設定にかかる受託者の通知></p> <p>第12条 （略）</p> <p>②受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券（第13条第6項または同条第7項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券についての受入</u></p>	<p><受益権の設定にかかる受託者の通知></p> <p>第12条 （略）</p> <p>②受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券（第13条第6項または同条第7項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</p>

新	旧
<p><u>れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p>	
<p><受益権の申込単位および価額></p> <p>第13条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社（販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものとし、次項において同じ。）は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる信託適格有価証券および金銭の受渡または支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。<u>また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡または支払いの債</u></p>	<p><受益権の申込単位および価額></p> <p>第13条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社（販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものとし、次項において同じ。）は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとします。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる信託適格有価証券および金銭の受渡または支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p>

新	旧
<p><u>務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。</u></p> <p>⑪（略）</p>	<p>⑪（略）</p>
<p><交換請求></p> <p>第42条（略）</p> <p>②～④（略）</p> <p>⑤前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。<u>なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行います。</u>当該抹消にかかる手続きおよび第43条第5項に掲げる交換有価証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項から第4項の規定にしたがって計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがって計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規</p>	<p><交換請求></p> <p>第42条（略）</p> <p>②～④（略）</p> <p>⑤前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。当該抹消にかかる手続きおよび第43条第5項に掲げる交換有価証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項から第4項の規定にしたがって計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p>

新	旧
<p>定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑥～⑧（略）</p> <p>⑨第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合には、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むものとし、次項において同じ。）は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとし、</p> <p>⑩～⑫（略）</p>	<p>⑥～⑧（略）</p> <p>⑨第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合には、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むものとし、次項において同じ。）は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとし、</p> <p>⑩～⑫（略）</p>
<p><交換の指図等></p> <p>第43条（略）</p> <p>②～④（略）</p> <p>⑤受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求等を行うものとし、<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第5項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替請求を行うものとし、</u>受益者への交換有</p>	<p><交換の指図等></p> <p>第43条（略）</p> <p>②～④（略）</p> <p>⑤受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求等を行うものとし、<u>受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる有価証券の増加の記載または記録が行われます。</u></p>

新	旧
<p>価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>⑥ (略)</p>
<p>1. <u>約款第7条の「別に定める金融商品取引清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</u></p>	<p>(新設)</p>

追加型証券投資信託 One ETF ESG

新	旧
<p><当初の受益者></p> <p>第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p>	<p><当初の受益者></p> <p>第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>
<p><受益権の設定にかかる受託者の通知></p> <p>第12条 (略)</p> <p>②受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券（第13条第6項または同条第7</p>	<p><受益権の設定にかかる受託者の通知></p> <p>第12条 (略)</p> <p>②受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券（第13条第6項または同条第7項に</p>

新	旧
<p>項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</p>
<p><受益権の申込単位および価額> 第13条 (略) ②～⑦ (略) ⑧取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社(販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行うときを含むもの)とします。次項において同じ。)は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。 ⑨ (略) ⑩第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申</p>	<p><受益権の申込単位および価額> 第13条 (略) ②～⑦ (略) ⑧取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社(販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行うときを含むもの)とします。次項において同じ。)は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとします。 ⑨ (略) ⑩第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申</p>

新	旧
<p>込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる信託適格有価証券および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。<u>また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。</u></p> <p>⑪（略）</p>	<p>込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる信託適格有価証券および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p>⑪（略）</p>
<p><交換請求> 第42条（略） ②～④（略） ⑤前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。<u>なお、第7条</u></p>	<p><交換請求> 第42条（略） ②～④（略） ⑤前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。当該抹消にかかる手</p>

新	旧
<p><u>ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行います。</u>当該抹消にかかる手続きおよび第43条第5項に掲げる交換有価証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項から第4項の規定にしたがって計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑥～⑧ (略)</p> <p>⑨第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合には、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むものとし、次項において同じ。）は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとし、</p> <p>⑩～⑫ (略)</p>	<p>続きおよび第43条第5項に掲げる交換有価証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項から第4項の規定にしたがって計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑥～⑧ (略)</p> <p>⑨第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合には、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むものとし、次項において同じ。）は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって通知するものとし、</u></p> <p>⑩～⑫ (略)</p>
<p><交換の指図等></p> <p>第43条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振</p>	<p><交換の指図等></p> <p>第43条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替</p>

新	旧
<p>替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求等を行うものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第5項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる有価証券の増加の記載または記録が行われます。</u></p> <p>⑥ (略)</p>	<p>機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求等を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑥ (略)</p>
<p><u>1. 約款第7条の「別に定める金融商品取引清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</u></p>	<p>(新設)</p>

追加型証券投資信託 One ETF 東証REIT指数

新	旧
<p><当初の受益者></p> <p>第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定す</u></p>	<p><当初の受益者></p> <p>第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>

新	旧
<p><u>る金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p>	
<p>＜受益権の設定にかかる受託者の通知＞ 第12条 （略）</p> <p>②受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券（第13条第6項に規定する不動産投資信託証券の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>＜受益権の設定にかかる受託者の通知＞ 第12条 （略）</p> <p>②受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券（第13条第6項に規定する不動産投資信託証券の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</p>
<p>＜受益権の申込単位および価額＞ 第13条 （略）</p> <p>②～⑥ （略）</p> <p>⑦第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権</p>	<p>＜受益権の申込単位および価額＞ 第13条 （略）</p> <p>②～⑥ （略）</p> <p>⑦第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権</p>

新	旧
<p>の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる信託適格有価証券および金銭の受渡または支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。<u>また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡または支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。</u></p> <p>⑧（略）</p>	<p>の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる信託適格有価証券および金銭の受渡または支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p>⑧（略）</p>
<p><交換請求> 第42条（略） ②～④（略） ⑤前項の販売会社は、振替機関の定める方</p>	<p><交換請求> 第42条（略） ②～④（略） ⑤前項の販売会社は、振替機関の定める方法</p>

新	旧
<p>法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。<u>なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行います。</u>当該抹消にかかる手続きおよび第43条第4項に掲げる交換有価証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項および同条第3項の規定にしたがって計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑥～⑩（略）</p>	<p>により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。当該抹消にかかる手続きおよび第43条第4項に掲げる交換有価証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項および同条第3項の規定にしたがって計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑥～⑩（略）</p>
<p><交換の指図等> 第43条（略） ②～③（略） ④受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求等を行うものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第5項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる</u></p>	<p><交換の指図等> 第43条（略） ②～③（略） ④受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求等を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p>

新	旧
<p><u>手続きにかかわらず、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替請求を行うもの</u>とします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>⑤ (略)</p>
<p>1. <u>約款第 7 条の「別に定める金融商品取引清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構</u>とします。</p>	<p>(新設)</p>